

法規的告示

○厚生労働省告示第百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オメブラゾール</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>二 (略)</p>

○厚生労働省告示第百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、オメブラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内用剤であつて、令和七年十二月二十七日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）</p> <p>一～七 (略)</p>

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。

(1) (267) (略)

(前号)

(268) (1252) (略)

九 (略)

○農林水産省告示第百十八号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替へて運用する漁業法（昭和三十四年法律第百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 制限措置の内容

(一) 許可を申請すべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン

(二) 養殖場の総面積

3平方メートル以上

(三) 養殖場の数

にほんうなぎ 439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 402

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 37

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 69

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 34

八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。

(1) (267) (略)

(268) オメブラゾール

(269) (1253) (略)

九 (略)

二 許可を申請すべき期間

令和7年6月30日から同年9月29日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

1 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一(一)の水産動植物の総量又は一(三)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、一(一)の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)1の申請に係る許可の数量の合計が(一)の水産動植物の総量に、又は(三)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

(一)1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

- 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン(一)に定めるにほんうなぎの総量)及び439(一)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。
- この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量)及び103(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数)を超えない範囲で行うことができる。

4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

- 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類(以下「出荷書類」という。)を交付しなければならない。
- 前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
- 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。
- にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 令和7年12月1日以降にうなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のもの別を問わない。)を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第6条第1項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号(当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨)を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間保存しなければならない。

そ の 他 告 示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第四十二条第二項及び第四十二条の第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件(平成十九年金融庁告示第九十号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(金融商品取引業者等) 第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第一項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 【一】百九略 百十 東急不動産キャピタル・マネジメン ト株式会社 百十一 SBI東西リアルティ株式会社 百十二 グッドマンジャパンフアンズ株式 会社 百十三 株式会社キャプラ・インベストメ ント・ジャパン 百十四 ファイリティア・マネジメント・ア ント・リサーチ・ジャパン株式会社 百十五・百十六 略	(金融商品取引業者等) 第一条 同上 【一】百九 同上 [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。] [号を加える。] 百十・百十一 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第二百二十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日 総務大臣 村上誠一郎

- 名 称 臺州(ランドウイック)における実動訓練参加部隊
- 国外派遣期間 令和七年六月二十九日から令和七年八月四日まで
- 派遣人数(概数) 四十人程度
- 派遣地域 オーストラリア連邦

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

○財務省告示第七十二号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年五月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年六月二十七日 財務大臣 加藤 勝信